

# 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定

## 実施要領

平成 18 年 9 月公表

平成 22 年 5 月 29 日改訂

平成 24 年 9 月 1 日改訂



一般社団法人 愛媛県木材協会

## 合法木材供給のための違法伐採に関する取組みについて

### 1. 経緯

平成 17 年の 7 月の G8 主要国サミット グレインイーグルス会合で、違法伐採が「環境劣化、森林破壊、持続可能な成長に対する影響」を危惧し、協働で取り組むことが合意された。

これを受けて自由民主党の「違法伐採等の検討対策チーム」において取り組み方向が示されたことを踏まえて、平成 18 年度からグリーン購入法に基づく優先購入の対象物品に「合法木材」を含めることになった。

### 2. 「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のための」ガイドライン

※木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組む方法

- ①. 認証制度及び COC 認証制度を活用した証明制度
- ②. 森林・林業・木材産業関係団体の認証を得て事業者が行う証明方法
- ③. 個別企業等の独自の取組みによる証明方法

※業界団体の認定

任意の業界団体が「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品を供給するための自主的行動規範を作成」して、申請に基づき会員事業体を合法性木材取扱者として認定し、認定事業者が合法木材の合法性を証明する。

※全木連の取組み

合法木材のグリーン調達には、政府のみならず、地方自治体、大手メーカーの調達方針にも影響を与えることが想定されることなどから、全ての木材団体が日常的な組織活動で培われた会員に対する信頼性に基づき、会員事業者の申告の信頼性を保証する措置をとることを目指す。

### 3. 木材協会の取組み

18 年度の理事会において、別紙の自主的行動規範改訂版を決議し、会員認定の仕組みを決議する。

業界団体に属さない事業者の認定の受け皿として、基本的には協会に加入を促し、協会が認定することで対応する。

## グリーン購入法における違法伐採対策

### 1. 該当分野及び品目

紙類 文具類 機器類 インテリア・寝装具  
公共工事（製材、集成材・合板・単板積層材・繊維板等）

### 2. 基本方針の概要

#### ①. 判断の基準

原料は合法性が証明されている木材。

#### ②. 公共工事

原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

#### ③. 配慮事項

原料は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたことが証明されている木材。

### 3. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品を供給するための自主的行動規範（別紙）を作成する。

#### ①. 留意事項

合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する。

#### ②. 伐採段階

- ・①の留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載
- ・合法性 原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた旨を証明書に記載
- ・持続可能性 原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものである旨を証明書に記載

#### ③. 加工流通段階

- ・①の留意事項に加えて、納入する製品は合法性、持続可能性の証明がなされたもの、又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載

#### ④. 納入段階

- ・①の留意事項に加えて、納入する木材・木製品は合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載

### 4. 証明書保管

事業所に証明書を一定期間保管。根拠を求められた場合証明書を提示できるようにすること。

### 5. 認定書の有効期限

指定の月から3年間有効

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する 一般社団法人愛媛県木材協会行動規範

一般社団法人愛媛県木材協会  
制定 平成 24 年 9 月 1 日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、一般社団法人愛媛県木材協会（以下「愛媛県木協」という。）の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

（情報の公開）

愛媛県木協は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

愛媛県木協は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

# 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

一般社団法人 愛媛県木材協会  
平成 18 年 8 月 17 日作成  
平成 18 年 9 月 1 日公表  
平成 22 年 5 月 29 日一部改訂  
平成 24 年 9 月 1 日全部改訂

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人愛媛県木材協会（以下「本団体」という）が平成 18 年 8 月 17 日に制定した「違法伐採対策に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範」、平成 22 年 5 月 29 日に制定した「間伐材チップの確認に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範」及び平成 24 年 9 月 1 日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

## 第三 事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記 1 で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を、別記 2 で定める手数料及び初年度の維持費とともに本団体へ提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 本団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定

するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本団体は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記3で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。  
ただし、既に認定を受けている有効期間内に他の認定を受ける場合には初回に限りこの限りではない。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記4とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記5で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本団体へ報告する。
- 2 本団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立ち入り検査

本団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本団体に協力しなければならない。

## 第十 認定事業者の取り消し

- 1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本団体のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本団体は、認定を取り消したときは、別記6で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を本団体に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成22年5月29日から施行する。

附則 この実施要領は、平成24年9月1日から施行する。

【別記1】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

印

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添のとおり）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添1）
- 5 その他：

注：記3 原木市場、製材加工、木材流通を行っている事業者のみ記載する。複数の事業所等を有している場合は、それぞれについて作成すること。

記4 複数の事業所等がある場合は、事業所等の名称が判るように記載のこと。

記5 その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。



【別記1ア】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

印

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添のとおり）
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量：（別添のとおり）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）
- 5 分別管理及び書類管理の方針：（別添1）
- 6 その他：

注：記3 原木市場、製材加工、木材流通を行っている事業者のみ記載する。複数の事業所等を有している場合は、それぞれについて作成すること。

記4 複数の事業所等がある場合は、事業所等の名称が判るように記載のこと。

記5 その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記1】 【別記1ア】 別添参考

平成 年度木材・木製品の主要品目取扱量

事業者の名称：

区 分	数 量	単 位
原木（丸太材）		
製 材 品		
木製品（加工品）		
集 成 材		
合 板		

※1年間の主な取扱量を概算で記入してください。

※これ以外の品目があれば記入してください。



【別添1】

## 分別管理及び書類管理方針書

事業者名

平成 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人愛媛県木材協会が作成した「違法伐採に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成18年8月17日）」、「間伐材チップの確認に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成24年5月29日）」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成24年9月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

### （適用範囲）

本方針書は、当社工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

### （分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

### （分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】

事業者認定にかかる経費

認定手数料

	10,000円
認定費	7,000円
維持費	3,000円
	(年額1,000円 3年分の維持費を含む)

更新料

5,000円  
(3年分の維持費を含む)

※ 郵送により認定申請を行う場合は、下記口座に認定手数料等を振り込み、振り込んだことが確認できる書類の写しを認定申請書に添付して提出してください。(振込手数料は申請者が負担してください。)

伊予銀行本町支店 当座 200-4501  
一般社団法人 愛媛県木材協会

【別記3】

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人愛媛県木材協会会長

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、一般社団法人愛媛県木材協会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記4】 ※流通・加工段階における証明書の場合

番 号  
平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明書

殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹種
2. 数量
3. その他必要事項

注1 上述1～4の内、該当する項目に○を付けること。

注2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。



【別記5】

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

事業者の所在地：  
 事業者の名称：  
 代表者の氏名：  
 団体認定番号：

**合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する  
 木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告**

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月 31日
2. 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2.のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2.のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
5. 2.のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
6. 2.のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

## 合法木材取扱事業者認定取消届

平成 年 月 日

一般社団法人 愛媛県木材協会会長 殿

(申請者)  
事業者の所在地  
事業者の名称  
代表者氏名  
団体認定番号

下記理由により、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定の取消を申請いたします。

記

申請年月日：平成 年 月 日

理由：

## 合法木材取扱事業者認定変更届

平成 年 月 日

一般社団法人 愛媛県木材協会会長 殿

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者氏名

団体認定番号

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請者に下記の通り変更がありましたので、通知いたします。

記

変更前

変更後

【別記6】

## 事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人愛媛県木材協会会長

貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第十の規定に基づき、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由 :